

第 5 1 事業年度事業計画書

1. 基本方針

- (1) 原料価格の変動に起因する配合飼料価格の変動によって生じる、畜産経営者の損失を補てんすることにより、畜産経営の安定と発展に寄与する。
- (2) 制度の重要性を改めて周知し、契約基盤の拡大をはかる。
- (3) 補てん財源の確保と借入金の返済を両立させ、安定的な制度運営に努める。
- (4) 関係機関と連携し、必要に応じて制度の改善をはかる。

2. 事業計画

(1) 会議の開催

- 総 会 1 回 (6 月)
- 理事会・評議員会 6 回 (4 月、6 月、7 月、10 月、1 月、3 月)

(2) 配合飼料価格差補てん業務

ア. 通常補てん業務

契約会員 (全農) と締結した基本契約及び数量契約に基づき、業務を遂行する。

イ. 異常補てん業務

公益社団法人配合飼料供給安定機構 (以下「飼料機構」という。) と締結した異常補てん金交付契約に基づき、業務を遂行する。

ウ. 契約数量

契約数量は 6, 700, 000 トン (前年度当初契約数量対比 100. 2%) とする。

エ. 補てん積立金

(ア) 通常補てん積立金単価

区 分	トン当たり単価	備 考
通常補てん積立金	1, 800 円	加入生産者 600 円/トン
		加入 2 号会員等 300 円/トン
		契約会員 (全農) 300 円/トン
		契約会員 (全農) 600 円/トン (積増分)
新規加入者に係る別途納付金	800 円 (別途納付金 予告額)	新規加入者のうち、上期基金間移動者は、当年度契約数量が前年度の他基金との契約数量より増加した場合のみ徴収する。

(イ) 積立金額

区 分	金額 (千円)	算 定 基 礎
通常補てん 積立金	12,060,000	年間契約数量×1,800円/トン
新規加入者に係る 別途納付金	69,846	87,307トン(前年度実績) × 800円 (当年度予告額)
合 計	12,129,846	

(ウ) 異常積立金

国が、異常補てん準備財産の造成のために、飼料機構に補助金を交付した場合、農林水産省生産局長が定め、飼料機構が契約数量に応じて按分した額を、契約会員（全農）から徴収した上で飼料機構に納入する。

オ. 補てん金の交付

(ア) 通常価格差補てん金

現時点で、今後の配合飼料の原料価格の変動幅を予測することが困難な為、交付額は積立金額と同額の12,129,846千円とする。

(イ) 異常価格差補てん金

飼料機構から異常補てん交付金の交付を受けたときに、契約会員（全農）に異常価格差補てん金を交付する。

カ. 基金間移動

(ア) 移動申請書を他基金と照合し、承認・不承認を決定する。

(イ) 加入生産者のトン当たりの持分金額に移動数量を乗じ、他基金と精算する。

キ. 借入金の償還

(ア) 期首の借入金残高は14,427,210千円である。

(イ) 平成29年度末の通常補てん準備財産残高の20%を各基金の借入金残高に応じて飼料機構が按分して算出した金額を平成30年5月に償還する。

償還金額は、現時点での見通しに基づき、6,106百万円とする。

表1 長期借入金の償還計画表

(単位:百万円)

借入金					償還計画		
借入年度	補助事業名	飼料機構の 財源	借入金額	30年度期首借 入残	30年度	30年度期末 借入残	償還期間
H20	通常補てん財源 支援事業	ALIC(注)	8,112	8,112	6,106	2,006	H30~38
H25	25年度通常補て ん財源強化事業	〃	2,465	2,465	0	2,465	
H26	26年度通常補て ん財源強化事業	〃	3,850	3,850	0	3,850	
	合計		14,427	14,427	6,106	8,321	

(小数点以下四捨五入)

(注)ALIC:独立行政法人農畜産業振興機構

ク. 借り入れによる補てん金の返納

平成20年7~9月期以降、借入金による補てんを実施するにあたり、「合理的な理由がなく畜産経営者が契約を更新しない場合および、契約数量を大きく減少した場合、基金は畜産経営者に補てん金の返還を求めることができ、返還が完了するまで再契約に応じることができない。」こととしている。

加入者がこの条件を遵守していない場合、補てん金の返納を要請する。

(3) 会費

ア. 平成30年度は、正会員全員の会費を免除する。

イ. 平成31年度は、契約会員(全農)が、当初年間契約数量トン当たり5円を平成31年9月末までに納入する。

(4) 適正な事務の推進

ア. 研修資料の作成及び会員等が開催する研修会に出席し、制度の周知と適正な事務の遂行をはかる。

イ. 単協等の契約事務の実態調査を行い、制度及び事務の改善に資する。

ウ. 必要に応じて事務処理要領を見直し、事務の円滑な遂行に資する。